

民間資金等活用事業推進委員会

第30回合同部会

議事録

内閣府

民間資金等活用事業推進室

## 民間資金等活用事業推進委員会第30回合同部会議事次第

日 時： 平成 15 年 6 月 23 日（月） 16:00～17:15

場 所： 中央合同庁舎 4 号館共用第 2 特別会議室

1. 「契約に関するガイドライン - P F I 事業契約における留意事項について - (案)」について
2. 「モニタリングに関するガイドライン(案)」について
3. 入札プロセスに関する研究について
4. 公の施設と公物管理に関する研究について
5. その他

### 出席者

#### 【委員・専門委員】

西野部会長、山内部会長、小幡委員、高橋委員、前田委員  
阿保専門委員、中村専門委員、広井専門委員、三井専門委員、光多専門委員、  
美原専門委員、宮本専門委員、森専門委員、山下専門委員

#### 【事務局】

竹内民間資金等活用事業推進室長、有木参事官、嶋田企画官、大塚参事官補佐、  
富井参事官補佐、丹野参事官補佐、石山参事官補佐

西野部会長 ただいまから民間資金等活用事業推進委員会第30回合同部会を開催いたします。

本日の議題は大きく分けて2つとなります。

まず、1つ目の議題は「契約に関するガイドライン - PFI事業契約における留意事項について - (案)」と「モニタリングに関するガイドライン(案)」の公開意見の提出状況の報告と、それを踏まえた部会としての両ガイドライン(案)のとりまとめでございます。

昨年の秋以来、ワーキンググループにおいて、大変熱心にお取り組みいただき、前回の合同部会で、それぞれのワーキンググループ座長から御報告いただいた、「契約に関するガイドライン(案)」と「モニタリングに関するガイドライン(案)」につきまして、公開意見募集をいたしましたところ、高い関心度合いを反映して、多数の意見が寄せられました。本日の部会では、これらの意見の提出状況の報告と、それを踏まえた両ガイドラインのとりまとめに向けた議論を行いたいと思います。

2つ目の議題は、3月の合同部会において、中間報告を行いました「入札プロセスに関する研究」と「公の施設と公物管理に関する研究」の報告についてでございます。

それでは、はじめに両ガイドラインに関わる意見の提出状況の報告と、その対応について、事務局から説明してもらいます。

なお、前回の合同部会において、複数の委員から御意見をいただきました。また、数名の委員からは前回の会合終了後に、開催時間の制約から発言しきれなかった意見を座長あてに提出いただいております。こうした意見につきましては、座長と私の判断により、対応させていただいていることを、あらかじめ私からお伝えをいたします。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

事務局 それでは、公開意見募集について、御説明いたします。

公開意見募集につきましては、前回の合同部会の後に行いまして、まず、「契約に関するガイドライン(案)」についてでございますけれども、全部で13名から提出がございました。事項数としては101事項ということでございます。

「モニタリングに関するガイドライン(案)」につきましては、全部で5名。項目数としては45事項ということでございます。かなりの数をいただいております。

では、早速ですけれども、「契約に関するガイドライン(案)」の方から御説明いたします。いただいた意見につきまして、修文すべきところは修文するという考えの下に、大きく3つの視点で修文しております。

1つは提案のあった意見を受けまして、事実関係、あるいは文意がより明確になるように修文。

もう1つは、指摘された事実関係について、それを踏まえて加筆。

3つ目は法令の解釈につきまして、再度、所管省庁と調整をして、その結果を反映、と大きく3つでございます。

早速、中身に入りますけれども、お手元の資料の3 - 1でございますけれども、開いていただきまして、2ページ目でございます。

「1 - 7 選定事業者の資金調達」というところでございますけれども、上から2つ目のポツがございますが、「管理者等が選定事業者に対して支払う金利相当の対価の取り決めにあたっては」というところでありまして、具体的には「金利相当の対価の算定のための基準日」を取り決める旨、表現を明確化すべきというような文章の正確性の部分。

ポツの5つ目でございますけれども「支払金利の基準日を、貸出金利を確定させる日に近接した日とする考え方について、より積極的な表現振りにすべき」という部分。

ちょっと戻りますけれども、今、申し上げた金利相当の対価の算定のための基準日のすぐ下でございますけれども、金融機関による貸出金利は、金融市場の動向に従って確定されるものだという点について、事実関係としてそれを明記すべきだという部分。

その下のポツでございますが「金融機関による貸出金利確定日が、融資実行日であることを明記すべき」という部分。

この4つのことにつきまして、これは本文の資料1をちょっと開けていただきたいんですけども、16ページの上から4行目のポツでございます。「管理者等が選定事業者に対して支払う対価のうちの金利相当額を取り決めるにあたっては」というところの段落でございますけれども、①、②とございまして、②の「選定事業者による固定金利での資金調達の期間には市場の制約がかかることに留意する必要がある。」の後でございますが、「また、融資金融機関等による貸出金利が確定する日は融資実行日であり、貸出金利は金融市場の動向に従って（金利スワップによる金利固定化を行う場合には金利スワップ市場の動向も加味され）定まるものであることにも留意が必要」ということで、そういう事実に従いまして、そこは修文をしております。

その下のポツでございますけれども「管理者等が支払う選定事業者による借入金利相当の対価は」というところですが「融資金融機関等により貸出金利が確定される日は、融資実行日であり、融資実行は施設の引渡し日など、PFI事業契約締結日からは相当の期間が経過していることが通例である。」というところがございます。

次に「(3) 関心表明書」の上の部分でございます。最後の4行目でございますけれども、「この間の金利変動リスクの管理は管理者等自らが担うこととし」の後ですが「管理者等が選定事業者に対して支払う借入金利相当の対価を確定する日を、PFI事業契約締結日以

降において別途定める日(基準日)とし、かつ、その基準日を融資金融機関等により貸出金利が確定される日に出来るだけ近接した日に設定する考え方もある。」ということで修文をしております。

続きまして、公開意見募集の資料3-1に戻っていただきたいんですけども、その他の主なものということで、10ページを見ていただきます。

「5-4 解除の効力」のところでございます。ここでは「解除後の施設(出来形)の買受対価の支払い方法について管理者等が一括払い又は割賦払いとするかを選択する」ということでございますけれども、その部分について「融資契約上の第三債務者たる管理者が、独立に選択権を有するかのような表記は不適切」であるとか、その下でございませけれども「『管理者等は、割賦払いを選択することにより財政支出を平準化できる』とあるが、一括払いは否定されるべきものとの誤解を与える」という、2つの意見がございました。

資料1の本文の103ページを開いていただきたいと思います。

下から13行目に「解除後の施設の買受対価の支払方法については」とございませけれども、その部分でございませ。「PFI事業契約上、管理者等が一括払い又は割賦払いとするかを選択できることとし、割賦払いを選択する場合は、最長、当初定められたスケジュールに従って支払う旨規定を置くことが通例である」という部分。

その後でございませけれども、融資金融機関の考え方をここで紹介するというところで「支払い方法の選択に際しては、一方で、選定事業者と融資金融機関等との間で締結されている融資契約上は、PFI事業契約解除により、選定事業者は期限の利益を喪失し、融資金融機関等は選定事業者に対して一括弁済を求める権利を取得することとなっている。」ということで、ここは融資金融機関の立場を説明しております。

「このため」ということで「実際の施設の買受対価の支払方法の決定にあたっては、直接協定等に基づく協議が行われることなども想定される。この協議の結果、割賦払いとされた場合、管理者等は財政支出を平準化できる。」という形で修文をしております。ここは実は前回、F専門委員からも御指摘をいただいた部分でございませ。

資料3-1の10ページのところでございませけれども、先ほど申し上げたところのすぐ下でございませ。PFI事業契約の解除後でございませけれども、「解除後の施設(出来形)の買受対価の支払いは、事業契約上の清算行為であり、事業契約上の債務負担に当たる。新たに国庫債務負担行為の設定を要するとの表記は不適切。」というところがございませ。

これは実は、先ほど申し上げた3つ目の視点ですけども、債務負担行為の設定が必要

かどうかということについて、再度、法令所管部局と調整をいたしまして、こういう表現にさせていただきます。

104 ページ、上から 4 行目のところでございますが「・また」という部分がございますけれども、「PFI 事業契約において、管理者等の施設買受け義務が課されている場合であっても、当該年度における歳出予算や、すでに議決を受けた国庫債務負担行為の目的、債務負担年限及び金額の上限を超える支出又は債務負担を行う場合には」ということで、そういったものを超える支出、または債務負担を行う場合には「解除の時点で改めて歳出ないし国庫負担行為の議決が必要とされることに留意が必要である」ということで、超える部分についてということで、表現を修正をしている部分でございます。

主要な部分の最後でございますけれども、資料 3 - 1 の 11 ページでございますけれども、「6 . その他の事項」で「6 - 3 遅延損害金」のところでございます。

「不可抗力、法令変更」の前の 6 - 3 と書いてある部分ですが、支払遅延防止法に基づく 3.6 % の遅延損害金の料率というのは、非常に低すぎるということで、市場の実勢を踏まえた表記に修正すべきという部分でございます。

これにつきましては、本文 116 ページを見ていただきますけれども、支払遅延防止法では、財務大臣が決定する率で計算した金額が下限であり、それを下回るものであってはならないと定められておりますので、正確にそこを表現するというで、116 ページの上から 5 行目のところでございますが、「支払遅延防止法第 8 条に基づき財務大臣が決定する率(平成 15 年 5 月現在、年率 3.6 %) で計算した金額を下回るものであってはならないと定められている」ということで、下限であるということを示しているということでございます。

引き続き、資料 1 の 73 ページを開けていただきます。前回いただいた意見で、ガイドライン本文でございますけれども、B 委員から、モニタリングに必要以上にコストをかけるべきでないことについては、明記しておいた方がいいだろうという御指摘がございまして、その点をなお書きで付け加えており、「5 . その他の業務履行状況の確認方法」のところのなお書きで「モニタリングに必要以上に費用(及び時間)をかけることは、事業全体の効率性の面から問題であることに留意を要する」という部分です。

続いて 83 ページをお願いいたします。「4 - 2 『サービス対価』の減額」の部分でございますが、特に支払留保につきまして、管理者等からの利息や遅延損害金の支払いがないということを中心にきちんと言っておいた方がいいということございまして、「2 . 趣旨」のところでございますけれども、「なお、『サービス対価』の支払留保がなされる場合は、管理者等からの利息や遅延損害金の支払いがなく、選定事業者にとっては、新たに金利負

担が発生するという点で経済的動機付けとなる。」ということを明記しております。

93 ページ「5 . 融資金融機関等の介入(Step - in) 」のすぐ下のポツのところの一番最後でございますけれども、Step - in の方法について、「管理者等がその推薦を考慮した上で選定する第三者に当該株式を取得させることで」というのが原文だったのですけれども、権利義務の譲渡という意味では、株式取得だけではないのではないかという御指摘に承えて、ここに「等」を付けたということでございます。

以上が、「契約に関するガイドライン(案)」に関する公開意見募集の主な修文と、それから前回の部会でいただいた意見を踏まえての修文でございます。

それ以外の意見でございますけれども、大きくグループ分けをすると、まずリスク分担の考え方に關しまして、一方的な立場を強調してほしいという意見、もしくは、ある選択肢を削除してほしいという内容でございます。

この種類の意見については、例えば、第三者に対する工事における損害賠償のようなどころについて、従来型の公共工事と同じようなリスク分担にすべきであるなどといった意見を幾つかいただいております。その辺は、ワーキンググループでかなり議論を尽くしているところでございます。このガイドライン自体が、なるべく選択肢を明示することで、一方的なものだけを取り上げるということはずにバランスをとるという方針でございましたので、そのあたりは原文のまま、残させていただいております。

もう一つのグループとしては、ガイドラインを作成すると、事業契約がパターン化するおそれがあるのではないかというような御指摘ございました。これは前書きで、管理者等が自らの判断で契約の内容を定める必要があると記述してございます。そもそも、これはガイドラインであって標準約款ではございませんということについては、明示してあるとおりでございます。

もう一つのグループは、このガイドラインを超える対象外のことについての意見でございます。

最初に、前提としているところ以外のことで、例えば、運営重視型事業、あるいは独立採算型事業について、ガイドラインを整備するべきではないかというような御意見もございました。これらの意見については、必要に応じ、今後の検討課題にしたいと思っております。

最後のグループとしては、今までのガイドラインの改定についてでして、例えば、リスクについて触れられている意見がございました。リスクの定量化がなされていないことから、なかなかバリュー・フォー・マネーが検出できない場合もあるという指摘でございます。リスクの定量化をきちんと行う必要があるという御指摘もございました。これは、既

にございますリスクのガイドライン等、あるいはVFMの検定について、今後どうするかという問題になってくるものと考えております。

契約については、以上でございます。

引き続きまして、「モニタリングに関するガイドライン(案)」についてでございます。

先ほど申しましたとおり、5名、45項目につき、ということでございます。修文箇所でございますけれども、資料3-2の2ページをお願いいたします。

「2 モニタリングの具体的内容」というところでございます。(1)(2) ございますけれども、1つは苦情ということについて扱ってございますけれども、あいまいな指標であり、これを判断基準の例示とすることはやめていただきたいという部分。

あるいは(2)、これは数も多かったのですが「顧客満足度調査、苦情等については、客観的なデータ等による検査と並列に一般的なモニタリングとして記載するには誤解を生むと考えられます」という部分。

それから、3ページ、ちょっと関連するところでございますが「3 サービス履行状況に関する情報収集体制」。(1)の上から3つ目のポツでございますが、図2-1という表現であるんですが、中身は「『サービス受益者』からのサービス要求等が直接選定事業者へ行われていますが」の後でございます「契約の当事者でないサービス受益者の改善要求等はモニタリングの基準とはなり得ないのではないか」という、関連するところでございます。これらを一括して扱ってございます。

資料2の「モニタリングに関するガイドライン」の本文でございますけれども、11ページをお開け願いたいと思います。

11ページの「2 モニタリングの具体的内容」。(1)のところに印が入ってございます。小さい字で書いてございますけれども「以下」というところで、今のサービス受益者による苦情あるいは改善要求、顧客満足度調査について記述してございますけれども、これは後でいろいろなことが出てきますが、ここで一括しております。「これら収集された情報には、選定事業の範疇を超える要望等が入ることも想定される。このため、これらの情報を実際に利用する際には、選定事業者の債務不履行と直接結びつく情報を抽出することが必要であり、その判断に当たっては、当事者間で協議の上、具体的な判断基準等を設定しておく必要があることに留意すること」ということで、いかにその中から客観性をきちんと保つようなものを抽出するかということを記述しております。

「モニタリングに関するガイドライン(案)」につきましては、修文箇所はほとんどないのですが、ほかにどのような意見が出たかというのを若干紹介させていただきます。まず、これはだいたいワーキンググループでも議論を尽くしたものでございます。

いわゆる、増額のインセンティブについてでございます、増額する仕組みも有効ということで、それについての記述ということでございます。

もう一つは、BTO場合の施設建設費相当額から、サービス対価の減額を行わないような記述をすべきというのがございます。これにつきましては、そういう記述になっております。ただ、関連してBOTであっても同じように書くべきではないかということの意見もございましたけれども、これは整理をして、BTOの場合、所有権が管理者等へ移転したものの記述ということで分けて書いてございますので、これはそのままの形にしたいと思っております。

そのほかの意見といたしましては、大きく1つのグループとして、意見の内容は既に本文に記述されている、例えば、「モニタリングの定義が必要ではないか」とか、「入札公表の段階でモニタリングの内容について明確に示すことが必要である」といった類のもの。

それから、本ガイドラインの外で扱うべきもの。例えば、「管理者からの事業者への損害賠償については、サービスの継続の上では最小限に規定されるべきもの」といった意見とか、あとは結構賛成の意見として幾つかいただいております。

モニタリングについては、以上でございます。

西野部会長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続き、それぞれのガイドラインをワーキンググループから本部会へ御報告くださいました座長からも、一言御発言をお願いしたいと思います。

まずは、前田座長からお願いいたします。

前田委員 どうもありがとうございます。

「契約に関するガイドライン（案）」につきましては、公開意見募集に対して、非常に多くのコメントを頂戴しております。これはもともとのガイドラインが、ページ数をござんいただきますとお分りのように、135 ページを超えるということで相当詳細なものでしたが、ご提出いただいた御意見を逐一拝見しましたところ、非常によく皆さん勉強して検討して提出して下さっておられる。私の気持ちとしましては、皆さんがガイドラインに非常に関心を持っておられるところに対して、十分それに応えられる内容のものをつくったと、考えております。

それから先ほど事務局から御説明を頂戴したとおり、今般御意見をいただいた箇所のうち当初から問題になっておった箇所を3つの視点で修文していただいております。明確かつ正確に書くということ、不足している部分について加筆するという、法律解釈について再度調整をして反映して下さったということでございます。

その1つは、国の債務負担行為が、契約が解除された場合にどうなるだろうかという箇

所。もう1つは、遅延損害金の支払いについて、その料率で規定すべきなのだろうかという箇所でございます。

このPFI推進委員会の役割といたしまして、法制度が不明確な部分を明確にすることがございます。今回のガイドラインをまとめるに当たって、事務局に随分御尽力をいただいて、この2点を明確にしたことで、今後、PFI事業を推進するに当たり、大きな役割を果たせるものにできたのではないかと私は考えています。

ですから、今般、事務局に時間を使っていただいて、もう一度案文を検討していただいたわけですが、是非ともこのラインでとりまとめさせていただきたいと考えております。

以上です。

西野部会長 ありがとうございます。

それでは、次に、山内座長からお願いいたします。

山内部会長 「モニタリングに関するガイドライン(案)」は28ページでございまして、その意味では、「契約に関するガイドライン(案)」に比べると、全体の事業の中の一部を取り上げてガイドラインをつくったということですから、分量的にも少ないですし、それから公開意見募集、パブリックコメントについても、それほど数としては多くでなかったかなと思っております。

ただ、事務局から先ほど説明をいただきましたように、定義的に曖昧なところがあるということとか、それから意見、その他のところを見ますと、我々は管理者側と事業者側と公平な観点でつくってきたつもりなんです、やはり一般の事業を行う方から見ると、ちょっと表現がきついか、そういうようなところもございまして、そのあたりは非常に参考になったと思っております。

それで、最終的には大きな変更がなく、こういう形でまとめられたというのは、ワーキンググループに御参加くださった皆さん方のお陰ということでございまして、その辺について感謝を申し上げて、私のコメントとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

西野部会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局の説明と、両座長からの御発言を踏まえまして、もし議論があれば議論をしたいと思えます。あるいは御質問、御意見がありましたら、どうぞおっしゃっていただきたいと思えます。

A委員、どうぞ。

A専門委員 質問なんです、これだけの数の意見をいただいているんですが、内容的

には、修正するのはこれだけという話は当然あると思う。このパブリックコメントに対して、一文一文、それに対してどのような解釈で修正しなかったのか、修正したのか、そういう対応はなさるのでしょうか。

西野部会長 座長か、あるいは事務局いかがでしょう。

事務局 基本的には、事務局で先ほど申し上げたような形で、全体を修正すべき部分と、そうではない部分に分け、整理をして、今、お諮りしているということでございまして、そういう形での対応を事務局としては考えております。

A 専門委員 質問の意図は、意見に対しての対応表みたいなものを公開されるのかどうかということです。これだけコメントしていただいた方に、一応レスポンスするのが、一つの責任ではないかなと思います。

今日、実はこの会合の前に、意見を提出した方とお会いしていたんですが、やはりこれでちゃんと対応していただかなかつたら、次のこれからの話として、コメントする元気が出てこないのではないかなというようなことも聞いておりますので、一応一つ一つの意見に対して、短文でもいいと思うんですけども、何らかの文章としての対応だとか、ホームページでの公開だとか、そういうものが要るのではないかなと思います。

西野部会長 今の発言に対して、事務局から何かありますか。

事務局 先ほど、私が申し上げたように、事務局としては、今回の目的は、この部会で御審議いただく材料を提供しているということでございますので、今のような形で対応したいと考えております。ですから、対外的な対応振りの公表をどうするのかということについては、本日のご説明で対応したいと思っております。

西野部会長 何かございますか。

B 委員、どうぞ。

B 委員 今の件に関して、A 専門委員とちょっと違う視点でございしますが、いろいろ、特に民間の事業者さんに聞きますと、こういうことのようなんです。

一応ここ出ると。一応わかるんだけど、表現によっては拡大解釈をされて、自分に不利なように言われてしまって、これもさっきの紋切り型のものがありますけれども、そういうのは困ると。すると面と向かって反論しにくいと。そのあたりのところで、よく御意見の中でかなり多くのものは、どうもそういう類のようございまして、そこに明記してほしいとか、強調してほしいとか、大体そうだと思うんです。

私は基本的に今回のガイドラインというのは、それなりによくできているであろうと思うんですが、事務局なり、あるいは我々にしても、そこまで書き切れないというところはだいたいあるんだろうと思うんです。

そこで、実は私はこれから質問することが幾つかあるんですが、それは直すということよりも、その解釈についてこういうことですねという、ちょっと確認をしたかったんですが、それは同じことで、A 専門委員が質問に答えるべきではないかということがありますが、解釈としてすべてにそのまま答えられるかどうかわかりませんが、Q & A 的なものですね、その解釈について、ちょっと誤解をされるような、あるいはそこを梃子に管理者側がこうなんだと言い切ってしまうような格好で、これはこういう趣旨ですよという解説があった方がより親切なのかなというふうには思いますが。

西野部会長 ありがとうございます。A 委員の言われるように、関心がなくなるようでは困るというのは同意するんですが、実際のところ P F I はこれらからも皆さんの関心をお持ちいただけるという前提で御了解いただければありがたい。

C 専門委員、どうぞ。

C 専門委員 実は、クリティカルな意見はないと判断しますから、西野部会長のお考えで結構だと思いますが、やはり物事の考え方ももう少し詳しく、B 委員がおっしゃられるように説明してあげた方が分かりやすい。確かに委員会の明確な姿勢というのは、おそらく随所に表われているはずなのですけれども、やはり読む人によっては誤解を受ける要素もあり得るのかなというのがございまして、これを説明する何らかのチャンス、機会があるんじゃないですか。例えば、これから解説のためのシンポジウムを、おそらくまた内閣府でやるとしますし、そういうときに御説明するとか、あるいは端的な見解表明みたいなのをするとか、何らかの手法があるのではないかと思います、どうでしょうか。

西野部会長 事務局、どうぞ。

事務局 今、C 委員からも御指摘いただきましたけれども、本日こういう形でこのガイドラインをとりまとめいただいた際には、いろいろなところでこの説明会を開催する予定でございます。

そうしますと、文章の行間の内容について、補足的に、ある箇所にはこういう意見をいただいたけれども、ここについてはこういう考えであるというようなことも、説明できる機会ともなります。特に、意見をいただいた中で、誤解があったりとか、あるいは、なぜこういう選択肢をこのガイドラインはとっているのだろうかということについては説明するなど対応できると考えております。

西野委員 B 委員、何かありますか。

B 委員 今の件はいいんですが、ほかで、その線みたいなものですが、修文とか、そういうことではなくて、この意見にもありますけれども、ちょっと表現があいまいかなと。これはそれぞれあいまいにならざるを得ない理由というのはあるんだと思いますが、ちょ

っと確認のために5点、そのうち1つは誤りですが、よろしゅうございますか、簡単に。

最初に、90ページを見ていただきますと、上から7行目に(関連：4 任意解除)とありますが、これは番号の関係で7ではないかなと思うんですが、それでよろしゅうございますか、事務局。

事務局 そうですね。

B委員 よろしいですか、これは事務的なもので。

27~28ページのV E提案のところでございますが、「7. 選定事業者によるV E提案」のところの一番最後の方でございますが、「10分の5に相当する金額(「V E管理費」という。)を削減しないこととする取り決めも考えられる」と、こういうこともあるし、多分、V E提案が当初から前提となっている場合、あるいは途中でV E提案がいいよとなった場合、あるいは契約後にV E提案をして、それで見てもらう、タイミングはいろいろだろうと思うんです。それを一律に10分の5と出てしまっていますから、これをてこに、すべて半分は官民で分けるんだよということではなくて、やはり民間の努力を認めるという意味では、場合によっては、つまり契約後相当経ってから手直しした場合には、民間の方のメリットということもあるんだろうと思いますので、ここは幅があるんですねという確認を1つしたいと思いますが。

次に、99~100ページになりますが、「5. 法令変更による増加費用の分担」あるいは「6. 法令変更による費用低減の享受」。これは増えたり減ったり両方あるんだと思いますけれども、表現について、これで特に大きく問題があるとは思いません。意見では、いろいろと民間の方にくださいという意見が強いんですが、これは状況によりけりなんだろうと思うんです。

それで、ここにつきましてはリスクの一環だろうと思いますので、要するに大きな変更と小さな変更、いろいろな変更があると思いますので、これはそのリスクの内容によって、どちらか決まっているとは言えないと。協議の対象にするということもあるし、ここでもちょっと法人税率の変更とか、課税制度の変更による増加費用は、選定事業者の負担とすることは通例であると、こういうふうになっておりますけれども、このあたりも通例と言っていますけれども、かなり100%そうだと切り切っているわけではないと思いますので、これでいいと思いますが、例えば、税金なんかで考えてみますと、行って来いの関係が特に地方だとか、国の場合はありますから、これは要するに、その内容によって変わるんだということで、多くはこういう通例であるという理解でよろしいのかなと。

次に、46ページでございますが、一番下「4. 通常避けることのできない理由による損害」でございます。これは、ぱっと読みますと、正直言って通常避けることのできない理

由とは一体何なんだと。実は、当事者からしますと、余り大きな声で言えないところで困るのは、あんな顔が気に入らないからだめなんだとか、そういうことだと非常に困るといことで、通常避けることのできない理由というのは、できるだけ具体的に書いていただいた上で、要するに合理的に判断した範囲内でとどめるといことなんだろうと思えますけれども、このあたりのところをより明確にしてほしいという希望もあるようですが、このところは順次、いろんな事例の積み重ねの上で、今後明らかになっていくという理解でよろしいのかなと。

あと1つ、21 ページで「1 - 9 許認可の取得」というふうにございますが、「2 . 許認可取得の責任分担」のところの最初の段落でございます。「許認可取得の責任と費用負担の義務が選定事業者にあることを規定することにより」とありますけれども、この解釈というのは、こういう規定をした場合には、あるいはそれが当然合理的な場合にはと、こういうことなんだろうと思えますが、一番頭にこれが来るために、許認可取得の責任分担は、選定事業者側に責任があるんだというふうに受け取られることも考えられなくもないので、これはそういうことではなくて、許認可取得の責任は選定事業者側にある場合についてはと、こういう理解でよろしいのかと思えますけれども、一応そういうことを確認したい。

以上でございます。

西野部会長 事務局から簡単にお答えください。

事務局 まず、28 ページのV E 提案のところでございますけれども、「例えば」と書いてございますように、先例でも10分の5ということでインセンティブを与えている例もあり、そういう意味で数字を書いてございます。あくまでも、「例えば」ということでございまして、幅があるということでございます。

100 ページでございますけれども、これにつきましても、例えば税制の変更に起因する増加費用の負担の割合であれば、税目を書いて、その税目についてはどうなのかという表現ぶりでございます。消費税であるとか、法人税であるとかということでございますが、当然ほかの税目の部分もございしますので、ここも、今までの通例としてはこういう扱いだということ、ほかの税目が出た場合は、その中身によって変わる可能性は当然あるということでございます。

46 ページ「4 . 通常避けることのできない理由による損害」というところですが、表現ぶりとしては、そういう題名ですが、実は、上から3行目、ポツの2つ目でございますけれども「建設工事に伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下」という例示はここに書いてございます。通常避けることのできないという意味では、こういうものを通

常は想定しているということで、一応、その例示として挙げてございます。これは、公共工事の標準約款などからの例示を引用しているところでございます。

21 ページでございますが、許認可については、基本的には選定事業者の役割分担であることが出発点でございます。P F I の手法として、まずは事業者が必要な許認可を取得するというところを明示しようと、このような書きぶりになっております。

以上でございます。

西野部会長 よろしゅうございますでしょうか。

B 委員 追加でいいですか。

西野部会長 どうぞ。

B 委員 おっしゃるとおりで、このような表現でとりあえずよろしいんだろうと思いますが、現実には廃棄物等につきまして、公共が行えば届出で済むので全然問題ないんですけども、ところが民間事業者に移った場合に、許認可事項になってしまうと、こういうことになるというケースも出てくるわけですね。

そういう場合には、当然のことながら、そのリスクなり、そのプレミアムとしてのコスト、これは当然上乘せになってしまうというケースは発生し得るという前提でここは書かれていると、そういうことでよろしゅうございますね。

事務局 それは結構でございます。

西野部会長 時間が短くて恐縮でございますが、D 委員、どうぞ。

D 専門委員 私よく知らないのですが教えていただきたいんですが、今の 27 ページの契約後 V E というのは、前田さんがお詳しいんでしょうか、ちょっと教えてほしいんですが、地方公共団体へのヒアリングの際に、神奈川県の方からの意見にもありましたけれども、ちょっとこのあたりについては私自身の知識がないので、例えば、この契約 V E は実際にどういう形でやるのか、実際に契約 V E をやって、例えば、ある程度の契約に影響が及ぶようなことがあれば、契約後の V E でもう一遍契約を結ぶことになるかと、最初の案からいくと、随分これが縮められてしまったので、かえってわかりにくい文になってはいますが、ちょっと解説していただけますでしょうか。

事務局 契約後ということですので、例えばですけれども、契約した段階では、発注者からある程度仕様などが決められておまして、ある範囲については、例えば仮設の部分については、事業者の方の提案を求めて、その部分で、ある既定された仮設工事のやり方についての提案が出てきて、その用法、手法を取れば、全体としてはコストがやや安くなりますというようなことが、提案としてなされるということでございます。

例えば、100 かかっていたものが 90 になるということであれば、その差額の 10 をどう

いう形で分担するかということをごさいますて、もし、その提案が取り入れられれば、当然、そういう形で仕様も変更になるということをごさいます。

D 専門委員 当然、事前の選定の段階で V E を求めた方がわかりやすいですけれども、その方が一般的だと思ふんですが、V E を求める範囲は、そうするとかなり細かな話で、技術的な話で、最初にこのあたりだけは事業選定が終わって契約した後で、1対1で V E をやりますよという形を初めに決めておくわけですか。ちょっと済みません。私の知識が不足していると思ふんですが。

たしか、これは神奈川県の方からの意見にもあったと思ふんですが。

事務局 当初に募集する段階で、この部分については契約後に提案を求めますということとをあらかじめ明示をして、その部分については提案を求めるということになるということをごさいます。

D 専門委員 事業選定の前の段階よりも、契約後にやるメリットというのは、何かあるんでしょうか。

事務局 契約後の V E があるという意味は、全体として選定事業者として決まった事業者が、ある部分について知恵を絞って、より効率的な手法について提案がなされるということです。選定事業者の提案にインセンティブを与えれば、提案する可能性は十分にあると思います。

D 専門委員 これは、ちょっと縮められたので、例えば、ほかの民間事業者、選ばれなかった方が、よりよい V E 提案をもっているかもしれませんね。ですから、そこは契約後に、この V E をやるっていう意味が、この辺なんか少しわかりにくいので、少し説明していただいた方がいいかなという感じがしたんですが。

あとはお任せします。

E 専門委員 その点、実は私も意見を出している団体の打ち合せに参加したときに、このところは多少、混乱があるのだろうと思いました。

この資料 3 - 1 の意見の中の 4 ページの一番下のところに出ています。多分、これがずばりではないと思ひますけれども、「『上述の P F I 事業契約締結後の選定事業者の V E 提案は』」とあって「上述に加え」云々とあるんですが、これは、今の D 先生の御指摘のところの 7 の最初のポツはいいとして、2 つ目のポツは、もともと契約前、提案時点での V E のことを話して、それが途中から契約後と、何かオーバーラップしてしまって、ですから、設計図があつて、提案の段階で V E を求めると、通常行われているケースでござひますけれども、その部分と、そうでなくて、それが終わった後でもう一度、やはりもっといいことがあるということで行われる部分。その後段の部分については、インセンテ

イブということで、フィフティーフィフティーというようなことが記述されている流れではないかと思うんです。そこで、実はこのコメントの部分もそういう理解に基づく意見なので、はっきりさせた方がいいのではないかという意味でのコメントだと思います。多少混乱があるかなと思います。

D 専門委員 今回のEさんからの話で大体わかりました。ここにもありますが、ちょっとわかりやすく書いていただいた方が、私レベルの知識レベルの人には、ちょっとわかりにくいと思いますので、よろしくをお願いします。

事務局 今回の書き方は、実は公開意見募集でも契約の前かもしれないというような意見もいただいております。私は先ほど申し上げなかったのですが、ここは、ポツの2番目の「しかしながら」のところについては、契約後VEのことについて表現しているということで、実は括弧して、契約後VEだということについて明示しようとしております。つまり、ここは最初のポツにあるように、PFIですから、選定事業者が施設の設計を、選定事業内容の一部として行うことが基本だとは言っていますけれども、「しかしながら」ということで、選定事業の内容に含めないで、管理者があらかじめ図書を事業者に示すという場合があるということについて、それについてはどういう扱いがあるのかということで、この「しかしながら」の後には、すべて契約後VEの話だよという意味で、確かにちょっと混乱があるということで「(契約後VE)」と入れた経緯もございまして、実は公開意見募集のときはこの括弧がなかったものですから、契約の前ではないかという意見もあったわけです。

そういう意味では、ここは契約後VEについてということで、修文をいたしております。

E 専門委員 そうということだと、問題をあげるならば通常行われているものがなくなってしまうので、多少誤解があるということかもしれません。

西野部会長 私は原文のとおりとして問題がないのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

E 専門委員 私自身も指摘されて、よく読んでみたらという感じです。

西野部会長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。今の件は、そういうこととし、この議論はここで終わりたいと思います。

事務局から説明がありましたように、提出いただいた御意見は、いずれも示唆に富む貴重なものであると理解しています。今後のPFIの推進を考えるに当たって、役立っていくものが多いと思っておりますが、今回のガイドラインのとりまとめに当たっては、本日お配りしている案をもって、部会の審議のとりまとめ結果として委員会に提出したいと考

えております。

そういうことで、この案を部会の審議のとりまとめの結果として委員会に提出してよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

西野部会長 どうもありがとうございました。それでは、本日お配りした案をもって、部会の審議とりまとめ結果として、委員会に提出したいと思います。

続きまして、既に中間報告をしています「入札プロセスに関する研究」と「公の施設と公物管理に関する研究」について、ごく簡単に付け加えたところ、大事なところを御説明いただければと思います。

事務局 それでは、ごく簡潔に説明いたします。

まず「入札プロセスに関する研究」でございます。資料の4でございます。

「はじめに」のところで経緯と性格付けについて追加しておりまして、中ほど、「本報告は」というところで、事務局において、西野部会長の指導を仰ぎながら、各事項に関連する現行法令の内容、制度の運用などに関し研究を行い、地方公共団体等に対するアンケート調査、関係省庁への照会結果を踏まえながら、一定の整理を行ったものであるということでございます。

その後追加した部分でございますけれども、40ページを開いていただきたいと思います。

「4. その他の事項」でございますが、アンケートの結果として地方公共団体からの要望について、若干付け加えております。

まず、地方公共団体の意見の要望について、⑥にございますように、民間の意見の反映の仕方として、公共と民間との意見の討論会を開催するというようなやり方もあるというようなことの提案がございました。それから(2)の民間事業者の意見でございます。主なものですが、①にありますように、要求水準書の記載が具体的でない事業があるので、具体的に示してほしいということ。

41ページの審査方法のところでございますけれども、審査委員会について、特に②、③両方でございますけれども、結果としては、公共側はアカウントビリティーを負っているのだということで、説明責任は公共施設の管理者等にあることを徹底してほしいということ。

契約交渉・契約内容について、②にございますように、いろいろな情報については、できるだけ前倒しで公表してほしいということがございました。

(3) のまとめでございますけれども、とりわけ①でございますように、民間事業者の選定に関する意思決定の責任、説明責任は管理者等にあることに留意するということ。

②にありますように、要求水準書の具体的な記載ということで、性能の具体的な要求水準については、できるだけ明確に提示することが重要ということ。

③の評価項目については、民間事業者の提案を評価するための客観的な評価基準の設定をしっかりとやるようにということでございます。特に、総合評価を行う際の評価項目のウェートを適切に設定することが必要であるということ。

④の提案書の具体的記述への誘導でございますけれども、公共側から提案書にどのような記述を求めるかということ、最終的に具体的に明示しないと事業者も対応できないというような部分がございます。

⑤の提案内容の実現についての質疑でございますが、これは、事業者が提案内容に対する質疑等を実施して、提案内容の明確化を図ることも考えられるというようなことでまとめております。

以上が、入札について新たに付け加わった部分でございます。

もう一つ、「公の施設と公物管理に関する研究」でございますけれども、まず、事実関係として、13 ページをご覧いただきたいのですが、去る6月6日に成立し、13日に交付されたということでございます。近々に施行される運びとなっております。

それから、参考資料に地方自治法の新旧対照表を付けてございます。第244条の2のところ指定管理者制度についての主な条項ということであります。

次に14ページの最後のPFI法上の手続等との関連というところでございます。

「なお、今後、指定管理者制度が個別事業で採用される中で、PFI法上の手続等との関連において、例えば、PFI事業者を指定管理者としようとする場合には、PFI事業契約締結に要する議会の議決や公の施設としての設置管理条例の制定に要する議会の議決とは別に、管理者指定のための議会の議決が必要とされるが、これらの議決を得る時期等について、実務的な観点から検討していく必要がある」ということで、今後、PFI事業との関わりから、こういった手続き面での調整が必要であるということの指摘をしております。

あと、30ページ、(2)の占有許可の期間と事業期間との不一致のところ、少し補足してございまして、下のところの「しかしながら」というところですが、占有許可について、地方公共団体とPFI事業者との間の協定において、公物管理者は、協定、つまり契約に基づき、PFI事業者が占有許可条件を満たす限りにおいて、事業期間に限り占有を許可

する旨を明記した条項を設けるといような例もありまして、このように、現行制度を前提としつつ、事業契約上で、一定の解決を図っている事例の紹介をいたしたということ。

位置づけとして、「もとより」というところでございますけれども「PFI事業者にとってPFI事業期間中の自らの地位の法的安定性をより確実に担保するという視点からは、占有許可期間をPFI事業の期間に合致させる、あるいは占有許可に代えて土地の貸付け等、安定的な使用権限(賃借権等)を設定することを可能とするなどの措置が考えられるところである」ということで、そこについては積極的な位置づけをしているというところでございます。

以上でございます。

西野部会長 ありがとうございます。

入札プロセスに関する研究は、私も相談を受けながら実施していただいたのですが、現在の法令の下で、ここまで読めるというところが浮き掘りになったという意味で、努力をしていただいたということで前回も御報告したと思いますが、その間、PFI関係省庁連絡会議の幹事会で申し合わせていただいて、かなりまとまっていると思っております。

今日付け加えたところは、うっかりすると、読み切れないようなところをきっちり書いていただいて、例えば要求水準をはっきりさせること、これは非常に難しい話で、実際どの程度できるかは別として、書いていただきました。

以上、私からもコメントさせていただきました。

小幡委員、公物管理で何かございますか。

小幡委員 一言だけですが、公の施設については、地方自治法改正案が成立したのですが、いつ国会を通るかが分からなくて、これを出すタイミングがなかなかうまくいきませんでした。法案が通ったということが加筆されているということで、これからの課題も多少あるのかなと思っております。

西野部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの2つの研究報告について、御質問等ございましたら、どうぞ。E 専門委員。

E 専門委員 御承知のように、私は経団連のPFI推進部会の部会長補佐という立場で、ここに参加させていただいておりますけれども、この2つの研究については、日本経団連と日本プロジェクト産業協議会で、内容を検討させていただきまして、コメントを用意しました。できれば、これを私の方からのコメントとして皆様にもお伝えしたい、時間がないので恐縮でございますけれども、資料をさっとお配りさせていただきます。

今、事務局の方から御説明もありましたように、特に公物管理については、補足的なこ

とも加筆していただいておりますので、今から申し上げるコメントについては、大分修正されたかなと感じております。

2種類のペーパーをお配りしました。そのうちの、公物管理に関する研究並びに、入札プロセスに関する研究に対するコメントということで、日本経団連とプロジェクト産業協議会の連名になっているものをご覧下さい。

全体論といたしましては、いずれの御研究もかなり細かい法令的なことも含めて精査していただき、大変参考になると評価させていただいております。

ただ、このペーパーの最初の段落の次の「しかしながら」のところで挙げておりますが、先ほどの30ページのところの補足ということで、事務局からも御説明がございましたが、この一例として占用許可期間と事業期間の不一致について、中間報告では、正当な理由なく期間更新の許可を拒否されることはないであろう云々ということで、事業の推進上の障害とは、基本的にならないだろうと結ばれておりました。その辺につきまして、特に産業界といたしましては、契約上で、きちっと整合性のある契約に基づいて事業を進めるというPFIの趣旨から申しますと、占用期間と事業期間との間に齟齬があるままでということは、実務上は更新されるという想定はあるとしても、非常に問題が多い。特にファイナンスについては、解除される可能性ありという認識を取られざるを得ないということもあって、非常に重大な問題であろうと認識しております。

先ほどの追加のコメントで、実務的には解決の方法もあると説明されましたけれども、是非、この点について、特にこれだけでございません、幾つか事例がありますが、JAPICのコメントにも幾つか、齟齬の問題が書いてございますけれども、それらを契約の観点から、きちんと整理していくということが大事であろうと産業界としては非常に強く感じていることを、まずコメントとして述べさせていただきたいと思っております。これが、公物管理に関する意見です。

もう一つ、入札プロセスに関する件につきましては、もう一枚のペーパーですが、こちらはこの研究と関連して、先日発表されております関係省庁連絡会議幹事会の申合せということで、私どもとしても、特に経団連が以前から契約協議の重要性、PFIにおける協議の重要性ということを盛んに申してまいりましたけれども、それを一步前進させていただいた点で、評価させていただきます。やはり、現状のガイドラインの記述とは、この部分が多少違っているということもございます。この点につきましては、最終的には、あるべきPFIに合致したような法的なものというものを明解にさせていただきたいという要望とともに、当面はガイドラインの記述とも整合性をとっていただくというアクション、これは委員会のアクションの一つだと思っておりますので、お願いしたいということでございます。

西野部会長 ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。

B委員、どうぞ。

B委員 中間報告は非常に御苦労様でございました。私もまだ十分読んでいないので、これから勉強の材料として、よく読まなければと思いますが、ただ、位置づけとしまして、先ほどのガイドラインにありましたように、これがぽっと出て、これが当然だということよりも、議論の前提になる勉強の材料かなという認識でありますが、そういうものでよろしいのかなと。

と言いますのは、PFI法17条で規制緩和、これは各担当府省によって違うと思うんですが、そういういろんな法規制の改正をなされるべきだと、こういうことになるんだろうと思いますが、従来、PFIに類するようなものというのはなかったという経緯から、これは一概に論ずるわけにはいかぬだろうと思うんです。公物管理は、従来は公共部門が管理しているからそう細かいことやらなくて、一律にそこでの判断に任せるということがあろうかと思いますが、PFIということになりますと、その対象の資産とか道路とか港湾とかいろんなものがございまして、そこでの取り扱いをどこまで民間に任せ得るのかというのは、きちんとこれまで議論されていなかったんだろうと思います。

したがって、現状の確認をした上で、今後どういう改善があるのか、あるいはそういう提案をしていくのかということが、委員会にとっては将来の課題かなと思っておりますので、そういう位置づけでよろしいのでしょうかという質問でございます。

西野部会長 何かありますか、事務局の方から。

事務局 今のことについては、それぞれのガイドラインの「はじめに」に書いてございますように、この報告は、そういう現行の法令の内容や制度の運用などに関しまして、関係省庁への照会結果を踏まえつつ、事務局として一定の整理を行ったということでございます。これらの報告は、本部会などでの検討の際に参考に供される性格のものという整理でございます。

西野部会長 ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。

よろしければ質疑を終了したいと思います。よろしゅうございますでしょうか。それでは、本日の議事は以上でございます。